

手数料の見直し（案）

事務の名称	道路使用許可関係事務
-------	------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
許可手数料	道路交通法第77条第1項第1号の許可	件	2,400	<u>2,750</u>	350
	道路交通法第77条第1項第2号の許可	件	2,400	<u>2,750</u>	350
	道路交通法第77条第1項第3号の許可	件	2,400	<u>2,750</u>	350
	道路交通法第77条第1項第4号の許可	件	2,400	<u>2,750</u>	350
許可証再交付手数料	道路交通法第77条第1項各号の許可証の再交付	件	600	<u>680</u>	80